

別表第 1 (第 9 条関係)

区 分		単 位	利 用 料 金	
			管 内 に 住 所 を 有 す る 者	そ の 他 の 者
遺 体	10 歳 以 上	1 体	円 20,000	円 50,000
	10 歳 未 満	1 体	10,000	30,000
妊 娠 12 週 以 上 の 死 産 児		1 体	5,000	15,000
胞 衣 等		1 袋	2,500	10,000
霊 安 室		1 日	2,500	5,000

備考 この表において「管内に住所を有する者」とは、遺体（改葬遺体を除く。）又は死産児の火葬にあつては死亡時に死亡者又は死産児の父若しくは母が、改葬遺体又は人体の一部の火葬にあつては斎場の使用者が構成町村の住民基本台帳に記録されている場合をいい、「その他の者」とは、それ以外の場合をいう。